

「光の道」構想に関する意見

| 意見提出元 | 株式会社東電通 松島支店 3 |
|--|---|
| 意見項目 | 意見内容 |
| 1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。 | 超高速ブロードバンド=光化と思われがちですが、国内に沢山のルーラルエリアがある実態であり、このようなエリアへの光化設備投資は今の世の中的には抑制しながら、ADSL(メタル伝送方式)によるブロードバンド基盤構築を考えていくことも必要と考えます。将来、このようなルーラルエリアで利用要求されるブロードバンドサービスメニューが出る時点まで設備投資抑制する。 |
| 2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。 | 東証、大証の上場企業数千社余りは殆どが全国に跨る情報通信ネットワークをもっており、各企業の情報通信システムに要求されるサービス・技術グレードは東日本、西日本ともに同水準のレベルであることから、ネットワーク構築についても全国事業展開している工事会社が技術担保する必要があります。工事会社の目線から各事業者を横並びに視た場合、事業収支改善を優先的に考慮している事業者の工事単金は原状では低廉化されており、これ以上低廉化した場合、工事品質が担保できないと考えられます。 |